

相模原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等について必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

第3条 市長は、申請者から前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第8条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する

者でないこと。

(4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 未成年者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

ホ 暴力団員等

(5) 申請者が支援法人として行おうとする業務が、相模原市空家等対策計画に適合するもので、相模原市の空き家対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められるものであること。

(6) 申請者が支援法人として行おうとする業務が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。

(7) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(8) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(9) その他市長が別に定める基準を満たし、市長が必要と認める業務を行うことができること。

2 市長は、申請者を支援法人として指定をした場合は、空家等管理活用支援法人指定（更新）通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、申請者を支援法人として指定をしないこととするときは、空家等管理活用支援法人不指定（更新）通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（指定の有効期間及び更新）

第4条 前条第1項の規定による指定の有効期間は、市長が別に定める。

2 支援法人は、前条第1項各号に掲げる要件を満たしている状況にあつて、引き続き指定を受けようとする場合においては、指定の有効期間の満了の日の2か月前から1か月前までの間に、指定の更新を申請しなければならない。

3 前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、第2条第1項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と、前条第1項中「指定する」とあるのは「指定を更新する」と、同条第2項及び第3項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、指定を更新するときは、その指定の有効期間は、市長が別に定める。

(名称等の変更)

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(第4号様式)により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(業務の廃止)

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書(第6号様式)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第7条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

3 市長は、法第25条第1項の規定により、支援法人による業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(指定の取消し)

第8条 市長は、法第25条第3項の規定により、指定の取消しを行う場合は、指定取消通知書(第7号様式)により支援法人に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月31日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

相模原市長 あて

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定（更新）を受けたいので、相模原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第2条第1項の規定により、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- 8 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- 9 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

以 上

第2号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

法人の住所

法人の名称又は商号 様

相模原市長 (印)

空家等管理活用支援法人指定（更新）通知書

年 月 日付で申請のあった空家等管理活用支援法人の指定（更新）については、審査の結果、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人として指定（更新）することとしましたので、相模原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 法人の名称又は商号
- 2 法人の住所
- 3 事務所又は営業所の所在地
- 4 業務内容
- 5 指定の期間
- 6 指定にあたっての要件その他の事項

以 上

第3号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

法人の住所

法人の名称又は商号

様

相模原市長

㊟

空家等管理活用支援法人不指定（更新）通知書

年 月 日付で申請のあった空家等管理活用支援法人の指定（更新）については、審査の結果、下記の理由により指定（更新）しないこととしましたので、相模原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第3条第3項の規定により通知します。

記

1 不指定（更新）の理由

この取消書に記載された事項について不服がある場合は、取消書を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、相模原市長に対して審査請求をすることができます。

この取消書の内容の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に相模原市を被告として（相模原市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過してもなお裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分又は裁決の取消しの訴えを提起することはできません。

以 上

第 4 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

相模原市長 あて

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

名称等変更届出書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 3 条第 3 項及び相模原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 5 条第 1 項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	☐ 法人の名称又は商号 ☐ 法人の住所 ☐ 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を記入してください。

以 上

第 5 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

相模原市長 あて

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

業務変更届出書

相模原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 5 条第 2 項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
業務の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

以 上

第 6 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

相模原市長 あて

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

業務廃止届出書

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、相模原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 6 条第 1 項の規定により届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

以 上

第 7 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

空家等管理活用支援法人の名称又は商号
代表者氏名 様

相模原市長 (印)

指定取消通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 25 条第 3 項の規定により空家等管理活用支援法人の指定を取り消しますので、相模原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 8 条の規定により通知します。

指定取消年月日	年 月 日
指定取消の理由	

この取消書に記載された事項について不服がある場合は、取消書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月を経過する日までに、相模原市長に対して審査請求をすることができます。

この取消書の内容の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に相模原市を被告として（相模原市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過してもなお裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分又は裁決の取消しの訴えを提起することはできません。

以 上